

練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱

平成30年 3 月14日

29練福高第2399号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士の資格を取得し、練馬区の区域内（以下「区内」という。）の介護サービス事業所等において介護サービスに従事する者または区内の障害福祉サービス事業所において障害福祉サービスに従事する者に対し、練馬区介護福祉士資格取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付し、介護従事者および障害福祉サービス従事者の確保および職場への定着を支援し、もって区民に対する良質な介護サービスおよび障害福祉サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業所等」とは、区内でつぎに掲げる事業または施設を運営する事業所をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業
- (3) 法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業
- (4) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業
- (5) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う事業
- (6) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業
- (7) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- (8) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (9) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (10) 法第8条第29項に規定する介護医療院
- (11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム

2 この要綱において「障害福祉サービス事業所」とは、区内でつぎに掲げる事業または施設を運営する事業所をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業

(2) 総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）

は、つぎに掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 平成29年4月1日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験に合格し、同法第42条第1項に規定する登録（以下「介護福祉士の登録」という。）を受け、同条第2項において読み替えて準用する同法第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者であること。ただし、つぎに掲げる場合にあっては、平成30年4月1日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験に合格し、介護福祉士の登録を受け、同法第42条第2項において読み替えて準用する同法第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者であること。

ア 当該介護福祉士試験に合格した後、次号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者（医師、看護職員、理学療法士および作業療法士を除く。以下単に「障害福祉サービス従事者」という。）として就労した場合

イ 当該介護福祉士試験に合格した際、現に次号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労している場合

(2) 介護福祉士の登録の日から3か月以内に、区内の介護サービス事業所等に介護職員として、または区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労していること。

(3) 第5条第1項に規定する助成金の交付申請時において、前号に規定する介護サービス事業所等に介護職員として、または同号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労し、その就労期間が介護福祉士の登録の日以後6か月以上継続しており、かつ、従事した日数が90日以上あること。

(4) 区、国、他の地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等を受けていないこと。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象者が負担した介護福祉士試験に係る受験手数料（以下「受験手数料」という。）および介護福祉士の登録に係る手数料（以下「登録手数料」という。）の合計額とする。

2 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で区長が定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）につき書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 介護福祉士国家試験合格証書の写し

(2) 介護福祉士登録証（社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付したものに限る。）の写し

(3) 受験手数料の支払に係る領収書等の写し（令和元年度までに実施された介護福祉士国家試験に係るものについては、原本）および登録手数料の支払に係る領収書等の原本（いずれも宛名が申請者であるものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請の期限は、申請者が第3条各号に掲げる要件を全て満たした日の翌日から起算して3か月以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定したときは練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金の交付をしないことを決定したときは練馬区介護福祉士資格取得支援助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第7条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、申請者本人名義の口座へ口座振替の方法により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月29日30練福高第2364号)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第1号様式による用紙で現に残存するものは、所要の改正を加えて、なお使用することができる。

付 則 (令和3年3月26日2練福高第2523号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第1号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則 (令和4年1月17日3練福高第1519号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日前に改正前の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第3号に規定する就労期間および従事日数の要件を満たしている者の申請については、改正後の練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例により行うことができる。

3 旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお

使用することができる。

付 則（令和4年9月30日4練福高第1196号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書

申請年月日 年 月 日

練馬区長 殿

住所

申請者

氏名

※申請者本人が手書きしない場合（印刷等で記名）は申請者本人の印を押印してください。

練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後は、決定金額を下記の口座にお振り込みください。

なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

申請者	住所	〒		
	氏名	(フリガナ)	電話番号	
内容	申請する経費	介護福祉士国家試験受験手数料		円
		介護福祉士資格登録手数料		円
		合計		円
	介護福祉士資格登録日		年 月 日	

振込口座	銀行（信用金庫）	(本)支店	普通預金	口座
	口座番号			
	口座名義（カナ）			※本人名義の口座に限ります。

事業者証明欄

申請者_____は、 年 月 日付けで本事業所に採用された職員で、現に本事業所に就労していることおよび上記資格登録日以降、 年 月 日付けで介護職員または障害福祉サービス従事者として継続して6か月間就労し、かつ、上記資格登録日以降、 年 月 日付けで90日従事したことを証明します。

証明年月日： 年 月 日

事業所 住所

名称

代表者

連絡先

印

練 第 号
年 月 日

様

練馬区長

印

練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった練馬区介護福祉士資格取得支援助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金額 金 _____ 円

2 その他

第3号様式（第6条関係）

練 第 号
年 月 日

様

練馬区長

印

練馬区介護福祉士資格取得支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区介護福祉士資格取得支援助成金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

理由